

平成 20 年度

# 事業計画

社団法人 日本産婦人科医会

-平成 20 年 3 月-

平成 20 年度事業計画

I. 総務部	1
A. 庶務部会	1
B. 広報部会	4
C. 対外広報・渉外部会	6
D. 情報システム部会	7
E. 法制・倫理部会	10
F. 経理部会	11
II. 学術部	12
A. 先天異常部会	12
B. 研修部会	14
III. 医療対策部（1）	17
A. 医療部会	17
B. コ・メディカル部会	19
C. 医療安全部会	21
IV. 医療対策部（2）	23
A. 勤務医部会	23
B. 医療保険部会	26
C. 女性保健部会	28
D. がん部会	31
E. 母子保健部会	33
V. 献金担当連絡室	34

# 平成 20 年度事業計画

[○印は新規事業又は改変事業]

## I. 総務部

### A. 庶務部会

#### 1. 通常総会・理事会等各種会議の開催

- (1) 通常総会  
通常総会を6月と3月の2回開催する。
- (2) 理事会  
通常理事会を4回（役員改選の年は5回）開催する。
- (3) 常務理事会  
常務理事会を20回開催する。
- (4) 幹事会  
幹事会を20回開催し、各部門の連絡、常務理事会その他の会議の準備、事後処理等を行う。
- (5) 支部長会  
諸会議の効率化と会務運営上必要な事項の連絡・協議等の充実を図るため、支部長会（支部総務担当者同席も可能）を9月に開催する。
- (6) 総務検討委員会（仮称）の設置  
財政等本会運営の基本問題に関する事項について多角的に検討を行うため、必要に応じ開催する。

#### 2. 日本産婦人科医会学術集会の開催並びに開催地に対する支援

- 学術集会は、毎年1回開催することとし、学術集会が円滑に開催されるよう開催地に対する所要の支援を行う。
- 開催方法は、6ブロック（②北海道・東北、⑥関東、④東海・北陸、①近畿、③中国・四国、⑤九州）の持ち回りとし、ブロック主催で開催する。
- 平成20年度（第35回）開催担当ブロック：東海・北陸ブロック  
開催日程：平成20年10月11日（土）～12日（日）  
開催場所：福井県福井市

#### 3. 産婦人科診療ガイドラインの作成

- 日本産科婦人科学会と日本産婦人科医会の共同事業として「産婦人科診療ガイドライン」を作成することが平成18年4月に決定され、ガイドライン作成委員会並びに評価委員会が発足した。
- 平成19年度には64項目の産科テーマについて素案が提出され、日本産科婦人科学会と日本産婦人科医会の全会員に対し意見募集を行った。
- 本年度は、意見募集の結果を踏まえて、「産婦人科診療ガイドライン」を完成させ、平成20年4月頃に頒布する。
- ガイドラインは3年ごとに見直しを行う事になっており、本年度は記載内容、追加テーマについて検討を開始するため、ガイドライン委員会（仮称）を必要に応じて開催する。さらに、「産婦人科診療ガイドライン」の広報に努め、説明会

などへの支援を行う。

- (1) 「産婦人科診療ガイドライン」の発行と頒布  
「産婦人科診療ガイドライン」を有料頒布する。
- (2) 産婦人科診療ガイドライン委員（仮称）の選任と委員会の開催  
新規委員の選任を行い、委員会を適時開催する（本年度は4回程度）。  
また、必要に応じて調整・連絡会を開催する。
- (3) 「産婦人科診療ガイドライン」の見直し  
新規Q&A項目の追加  
内容の見直し
- (4) 教育・広報活動

#### 4. 組織強化等の推進

- (1) 組織の強化等
  - 1) 組織強化  
本部支部間の連絡を密にし、毎年会員の現況調査を行うなど本会の組織強化を図る。
  - 2) 会員倫理、産婦人科医療の強化推進  
医療に対する国民の信頼をより強固なものとしていくため、会員倫理の向上と医療内容の充実に努めるとともに、会員の適正医療の徹底を図る。このため、会員倫理委員会を必要に応じ開催する。
  - 3) 新規会員の加入促進の強化  
未加入産婦人科医師向けに入会勧誘促進用パンフレットを作成・配付する。
  - 4) 新入会員に対する通知  
入会が許可された会員に対し、会長名をもって通知する。
  - 5) 新入会員に対する関係出版物の譲与  
新入会員に対し、「会員必携」のほか、社会保険関係、研修関係、医事紛争関係等の出版物等の譲与を行う。
- (2) ブロック、支部との連携
  - 1) 月例連絡・月例報告の充実  
本部支部間の緊密な連携を図るため、月例連絡、月例報告の充実を図る。  
月例連絡は、毎月1日、本部より支部に対し、原則として、電子メールをもって行う。月例報告は、毎月15日までに、支部より前月分の支部活動状況の報告を受ける。
  - 2) ブロック協議会、支部研修会等への支援  
ブロック協議会、支部研修会等の開催に関し、各ブロック、支部と緊密な連携の下にその運営を支援する。特に会員の生涯研修に関しては、さらに充実した内容の研修会が実施できるよう日本産科婦人科学会の協力の下に支援する。
- (3) 関係諸団体との協調
  - 1) 日本医師会  
日本医師会との協調、連携を密にし、会務の処理に万全を期する。また、各支部における支部主催の研修会等に際しては、必要に応じて都道府県医師会にも後援を要請する。さらに、日本医師会・厚生労働省主催「家族計画・母体保護法指導者講習会」の運営に協力する。
  - 2) 日本産科婦人科学会  
日本産科婦人科学会とは、日産婦学会・医会ワーキンググループ会議の場

で、両会のそれぞれの諸問題について協議を継続する。なお、必要に応じ、関連部局の担当者や、場合によっては会長、副会長の参加を求めた拡大ワーキンググループを開催する。また、日本産科婦人科学会専門医制度の効率的な運用に資するため、生涯研修事業の充実と推進を図る。さらに、日本産科婦人科学会が実施している市民向けの公開講座は、本会の公益活動を広く国民に理解してもらう上でも重要な事業なので、支部の支援を通して協力する。

- ①学会・医会ワーキンググループを年4回程度開催する。
- ②学会・医会拡大ワーキンググループを必要に応じ開催する。
- ③公開講座に対する協力
- ④女性の健康週間に対する協力

○⑤産婦人科サマースクールに対する支援

3) 全国各大学の産科婦人科教授との懇談会

本会の活動について大学教授の理解を得るとともに、在局者及び新入局者等の本会への入会を促進するため、全国医育機関の教授との懇談会を日本産科婦人科学会総会・学術講演会時に開催する。

4) 家族計画関係団体

日本家族計画協会、家族計画国際協力財団等と連携し、家族計画活動の推進に努める。

5) 母子保健関係団体

①母子保健推進会議、全国保健センター連合会、日本母性衛生学会、日本周産期・新生児医学会、日本小児科学会、日本小児科医会、日本小児保健協会、日本看護協会、日本助産師会等関係諸団体との協調を図り、我が国の母子保健の向上に努める。

②特に、日本小児科医会とは、緊密な連携の下で小児保健事業を推進する必要がある、このため同会とのワーキンググループを年4回程度開催する。

(4) 関係省庁等への対応

本会事業の円滑化を図るため、厚生労働省を始め関係省庁等と緊密な連携を図る。

○5. 日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会名簿の作成

○6. 支部内産婦人科施設情報データベースの構築

支部が保有する産婦人科施設情報に基づいて、毎年、データベースを更新する。

7. 国際協力の推進

(1) 国際母性新生児保健連合 (IAMANEH)、国際母子保健財団 (IFFH) 等との協力を図る。

(2) 近隣諸外国産婦人科団体との交流

アジア、オセアニアなどの近隣諸国との母子保健に関する相互交流を図り、国際親善に寄与する。

## B. 広報部会

産科崩壊とまで言われた現在の日本における産婦人科の現状が、ようやくマスコミを通じ社会的に認知され、国や行政の対応も具現化しつつある状況となってきた。しかし、責任の所在とその取り方が曖昧な近年の我が国において、確かな結果を見るまでは予断を許すべきではない。

医会広報部門としても、その成果の実現に注視し、進捗状況を会員諸氏に逐一正確に伝えていきたい。

特に平成 20 年度は、福島県立大野病院事件の判決、いわゆる無過失補償制度の推移、診療報酬改定など、重要事項が目白押しである。この意味では、本年こそ産婦人科医にとってのターニングポイントとなる年度と言えよう。

平成 20 年度も引き続き透明性の確保と説明責任に留意し、より一層タイムリーな会員への情報伝達に注力していきたい。

なお、本年度の諸事業は以下のとおりである。

### 1. 日産婦医会報の発行

毎月 1 回発行（〇 8、9 月は合併号）し、全会員ならびに関係各方面に送付する。

#### (1) 編集方針

- 1) 本会の方針をはじめ、日産婦医会各部の行う事業・活動を会員に理解しやすい形で伝える。
- 2) 産婦人科に関係する情報を分析、評価、選別し、会員に役立つ情報を極力タイムリーに伝える。
- 3) 常に時代に即した誌面の刷新を図る。各世代にわたって読みやすい情報誌であるよう努める。
- 4) 各支部の広報担当者や会員に投稿を求め、幅広く全国会員の声を反映するよう努める。
- 5) ファイルを作成する。
- 6) 12 月号に、その年の掲載主要記事の題目一覧を添付する。
- 7) デジタル化保存する。

#### (2) 内容

- 1) 会長見解、日産婦医会諸会議の報告、副会長・常務理事の見解他
- 2) 産婦人科診療上の諸問題、医政・医療行政に関する本会見解
- 3) 医政、医療行政、医療統計に関するニュースと解説
- 4) 医事紛争の実態と対策「シリーズ・医事紛争」（医療安全部会に依頼）
- 5) 医業経営上の諸問題「医療と医業」（医療部会に依頼）
- 6) 生涯研修に有用な学術記事を研修委員会と協力して掲載「学術」
- 7) 医療保険運用の解説「社保の頁」等（医療保険部会に依頼）
- 8) 日産婦医会支部の活動状況の紹介「新支部長登場」
- 9) 医会本部の各委員会活動を紹介する「委員会だより」
- 10) 産婦人科希望者の増加を模索する「臨床研修病院めぐり」
- 11) 学術雑誌、新刊の紹介「学海メモ」「新刊紹介」「産婦人科雑誌紹介」
- 12) 会員よりの意見の紹介「会員の広場」
- 13) 診療に有用な新製品、情報、語句の解説「情報アラカルト」「マメ知識」
- 14) 随筆・意見「コーヒーブレイク」（広報委員担当）
- 15) 会員が知っていてよい新聞記事の要約「新聞切抜帳」（広報委員担当）

16) 産婦人科医師の留学体験記「留学だより」

17) 新入会員の氏名および所属支部を掲載

(3) 特記事項

- 1) 必要に応じて医会報頁数を4頁単位で増減、表紙頁が4色の特別号を発行(通常号は2色)、写真を多く掲載。
- 2) 日本産婦人科医会学術集会特集号を日産婦医会報付録として年1回発行。
- 3) 早急に会員へ伝達すべきときは、号外を差し込み頁の形で発行。
- 4) 1面にその時々の特ピックをもってくるなど、誌面構成にインパクトをつける。
- 5) 対外広報の一環として、ゲストを囲み「座談会」を開催、医会報に掲載する(夏)。
- 6) 情報システム部会との連携を図り、電子メディア(インターネット)との交流を図る。医会HP掲載の重要記事の題目を医会報で紹介する。
- 7) 対外広報部門との連携のあり方を検討する。例えば、産婦人科医療ならびに本会に対する社会の正しい認識を構築すべく、関係団体、産婦人科以外の医師、厚労省をはじめとする行政関係者、報道機関関係者等を招いた意見交換会開催など。
- 8) 特に日産婦学会関連情報については、本会会員にとっても重要であることを掲載し、周知徹底を図る。
- 9) 医会報の内容について、必要なものは会長が最終校正を行う。

2. 委員会

広報委員会を存置する。

## C. 対外広報・渉外部会

### 1. 対外広報の積極的な展開

本会の活動状況、及び周産期医療を取り巻く諸問題について、正確な情報を社会に発信することが求められていることから、定期的に記者懇談会を開催するなど対外広報活動を強力に推進する。

○定期的な記者懇談会の開催

○ホームページの活用による適時適切な情報の発信

### 2. 渉外活動の推進

医政の改革に向けて、日本医師会等とともに、国会、関係省庁に積極的に折衝を行う等、本会の目的達成に必要な諸般の渉外活動を推進する。



## D. 情報システム部会

ここ数年でインターネットも電子メールもとても身近なものになった。それとともに医療情報も急速に発展し、それはネットワーク化により想像以上の大きな成果を生み出している。医療情報の世界では特に重要であるセキュリティ認証に関する整備も国をあげて急速に進んでいる。一方、産婦人科医療をめぐる状況はいまだ厳しく、光明を見いだせない日が続く。この現状を医療情報により少しでも明るい方向へ進むよう事業を行う。

情報システム部会の事業は情報伝達の整備から始まった。現在の伝達手段の主であるインターネット環境の整備はほぼ完了したので、それらの事業は管理部門へ移管していく。本年度からは本来の事業であるシステムの最適化、機能を効率よく行うためのシステムを打ち出し、さまざまな環境にある産婦人科医を守る。

情報システム部会は、その任を担うため本年度、以下の事業を行っていく。

### 1. 産婦人科医療における電子化、ネットワーク化

経済産業省の「地域医療情報連携システムの標準化及び実証事業」(Web版周産期電子カルテ・モバイル胎児心拍転送システムの統合—4 地域実証モデル実験から全国へ—)により、岩手・東京・千葉・島根・香川では、医療情報と産婦人科医療が深く関わり、地域特性に応じた新しい産婦人科医療が作られている。医療情報を活用し、その地域にあった産婦人科医療を見つけ出していくことは、現在の産婦人科医療の窮状を救う一つの手段と考えられる。産婦人科医療と医療情報の関わりについて、ブロック協議会・支部研修会などを通じ会員に広報する。また、必要に応じて、地方行政(自治体)への説明も行う。

#### ○ (1) ブロック協議会・支部研修会での広報

多くの会員に、産婦人科医療の窮状を救う一つの手段として、医療情報の有効活用について説明するため、ブロック協議会・支部研修会を利用できるよう支部に働きかける。また、説明資料を作成・配布し、必要に応じて講師を派遣する。

#### (2) Web版電子カルテの普及

愛育病院(東京)や亀田総合病院(千葉)での導入例、また診療所での導入例をモデルとして、全国の医療機関がどこからでも利用できることを広報する。

#### (3) モバイルCTGを用いた遠隔医療

岩手県における移動型胎児心拍監視システム、Web版周産期カルテ、Web映像コミュニケーションを連結活用した妊婦健診を医師が遠隔でサポートする実証事業を支援する。

#### (4) 周産期とNICUのデータ共有、小児科カルテとの関連付け

特にハイリスクな出産においては、NICUとのデータ共有は必須である。分娩時の情報の充実、NICUとのデータ共有さらには小児科カルテとの連携を検討する。たとえば、IC診療カードを患者が携行することにより、産婦人科、小児科、各市町村の保健所(さらには家庭)との間のデータの共有を可能にする。

### 2. IT化による治験ネットワークへの参加準備

治験のために必要な医療情報の電子化についてまとめ、会員に広く伝える。多くの会員が、ITを用いた大規模治験ネットワークに参加することができるよう準備を進めていく。

### 3. 電子会議の活用

Web版テレビ会議を支部、会員で活用できるようにする。テレビ会議の利点を発揮できるように、会議内容・時期などを各部署と検討し、実際に運用する。たとえば、ブロック協議会等で、距離や時間などを理由に会場に足を運ばない会員に対し、最寄りの支部会議室等で協議会に参加できるような利用方法を試みる。

### ○4. 会員のための情報コントロールシステム構築

即時性・情報蓄積を意識したシステム構築により、正確な情報を医会から発信できるようにする。また、会員が自身の情報をコントロールできるようなシステムも検討する。

### ○5. ホームページの管理

ホームページの容量、セキュリティなどの管理を行い安全な運用を図る。各部署で新しいコンテンツを作成する際の相談に応じる。

### 6. メーリングリストの管理

会員ML、委員会ML等の安全な運用を図る。

#### (1) 会員メーリングリスト

コンピュータウイルスの被害は後を絶たない。サーバーでのウイルス対策、登録者各自のウイルス対策は必須である。本年度も引き続き、メーリングリストやホームページを通してコンピュータウイルスについての警告を行う。また、メーリングリスト利用マナーの徹底を図り、不適切なメールについては、執行部と相談の上削除権限を含めた対応を検討する。

#### (2) 限定メーリングリストの作成

期間やテーマ等を限定したメーリングリストの作成要望があった時は、検討の上速やかに作成する。

### 7. セキュリティについての検討

現在のところ幸いにして大きな被害は受けていないが、細心の注意を払いセキュリティ強化に努める。

#### (1) Fire wall の保守

外部からの侵入を避けるための対策として設置しているファイアーウォールの保守を行っていく。

#### (2) ウイルスチェックの保守

電子メールが一般的に利用されるようになってきたことにより、メールやWebがコンピュータに大きな損害を与えるウイルスを運んでくる機会も増えてきた。ウイルスチェックは最新の情報により行われなければならないので、その保守は非常に重要で、これを積極的に行っていく。

#### (3) セキュリティポリシーの作成

プライバシー・セキュリティの責任に関する注意事項を作成する。

### 8. 事務運営の能率化

事務局や各支部の能率化を図ることによって、本会事業をよりスムーズに運営できるようにする。

#### (1) データ保守

緊急時にリカバリーできるよう、事務局内のデータバックアップ機能の充実・システム化を行う。

(2) 各支部における現状調査

本年度も引き続き調査を行う。支部事務運営の能率化に役立てる。

9. 委員会

情報システム委員会を設置する。

## E. 法制・倫理部会

1. 母体保護法等の適正なる運用のための会員指導  
母体保護法、母子保健法等について、その内容、運用上の問題点について識者の意見を聴取しながら、本会の意見を整理し会員にその周知を図る。
2. 産婦人科関連法規についての関係当局との折衝  
母体保護法を始め産婦人科業務に関連する法規の解釈・運用等について厚生労働省等関係省庁と折衝を図る。
3. 母体保護法指定医師関連の諸調査  
母体保護法指定医師の現況把握のため諸調査を実施する。
4. 母体保護法関係  
日本医師会を始め関連諸団体等と母体保護法の問題点を討議し、国と協力して母体保護法のより良い改正を目指すとともに、本法に関する国民の理解を深めるための努力をする。
5. 日本産科婦人科学会倫理委員会との連携  
医学的倫理問題は学会の倫理委員会に一本化されたので、学会の倫理委員会との連携強化を図る。
- 6. 公益法人制度改革への対応  
公益社団法人の認定に向けて検討を開始する。
7. 法制委員会  
本会にかかわる法制問題を検討するため、法制委員会を存置する。

## F. 経理部会

### 1. 会計経理業務の管理

一般会計経理業務について、各部の多岐にわたる事業執行に支障のないよう経理規程の定めに従い万全を期するとともに、特別会計の管理に遺漏のないように努める。

また、新公益法人会計基準・指導監督基準に基づき、適正な会計処理に努める。

### 2. 経理部会の開催及び公認会計士の指導・監査の実施

収支予算については、均衡のとれた効率的かつ効果的な収支予算案を作成するため、また、収支決算の遺漏なきを期するため経理部会を開催するとともに、経理処理に関し随時、監事及び公認会計士による指導・監査を実施する。

## Ⅱ．学術部

### A. 先天異常部会

1. 外表奇形等調査・分析の継続
  - (1) 1972年より開始した「全国外表奇形等調査」を日母おぎゃー献金基金からの援助を得て継続している。毎年、我が国の奇形発生状況の把握及び分析を四半期毎に行う。
  - (2) 平成19年の調査結果を横浜市大モニタリングセンターでまとめ、統計学的、疫学的な分析を加え、「平成19年度外表奇形等統計調査結果」を日本産婦人科医会で作成し、協力機関等に配布する。
  - (3) 本調査に関する広報活動を行う。
2. ICBDSR への協力  
国際先天異常監視研究機構（ICBDSR）日本支部を通じて ICBDSR の事業に協力する。
3. 国際先天異常監視研究機構クリアリングハウス年次会議への出席  
国際先天異常監視研究機構クリアリングハウス年次会議（本年度はイタリアで開催予定）に出席し、日本の現況について報告する。
4. 胎児異常診断調査の継続  
昭和60年度以降胎児異常診断のアンケート調査を継続し、診断技術の進歩しつつある現在における胎児異常診断の現況を把握し、検討する。
5. 特定の奇形に関する分析  
環境汚染物質（ダイオキシン、PCBなど）の影響で発生すると考えられる特定の奇形の地域分布、増減の分析を継続的に行う。
6. 先天異常に関する情報収集と検討  
先天異常の発生因子および予防に向けて、内外情報の収集と検討を行う。必要があれば委員会にて適正なマニュアルを作成し、ホームページに掲載、広報する。
7. 風疹ワクチン接種の推進、葉酸摂取の重要性の啓発  
先天性風疹症候群の発症予防のため、引き続き若年女性に対して風疹ワクチン接種の推進活動、並びに新規に開始されるMR混合ワクチン制度の情報提供を行う。  
また、葉酸摂取の重要性の啓発に関しても、医会ホームページやパンフレットを通じ一般の人々に広報する方策を続けて考案していく。
8. 先天性代謝異常検査事業の実態把握  
先天性代謝異常検査費が平成13年4月から一般財源化された（地方交付税措置）ことから、各都道府県の動向について、隔年毎のアンケート調査を行い、実態を把握する。（来年度がアンケート予定である。）
9. 先天性代謝異常疾患の治療に関する実態の広報活動  
先天性代謝異常疾患で治療が奏効し、成人に達し得た女性の妊娠・分娩時にお

こす合併症及び治療に関する実態を日本マス・スクリーニング学会と協力して、継続的に広報活動を行う。

10. 我が国及び世界各国の先天異常発生状況の比較・検討

国際先天異常監視研究機構調査結果の一部、及び他国との先天異常発生状況の相違について比較した考察について医会ホームページに掲載する。

11. 医会ホームページの全国遺伝相談施設リストの管理

医会ホームページに掲載している全国の産婦人科専門医かつ臨床遺伝専門医の遺伝カウンセリング窓口の情報を管理し、会員、一般に対する利便を図る。

12. 厚生行政及び関連団体との協力並びに情報交換

母子保健推進のために、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、日本マス・スクリーニング学会、日本先天異常学会、家族計画関係団体、女性保健関係団体との協力、情報交換等を積極的に行う。

13. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、先天異常委員会を存置する。

## B. 研修部会

近年、周産期医療をはじめとして、生殖医療や婦人科がん医療、低年齢化する性行為感染症への対応、性教育への積極的な関与、メタボリック症候群への対応や高齢女性に対する QOL を考えた医療といった生涯にわたるかかりつけ医としての役割など、産婦人科医への期待は大きく、その責務は多大なものがある。

一方で、患者は、産婦人科医師に対してより高度でより質の高い医療の提供を求めようになってきた。産科における安全神話や患者の医療に対する期待水準の高まりは、医療情報の氾濫や医事紛争の増加に繋がり社会問題にも発展し、産婦人科医療を取り巻く環境は大きく変化している。周産期医療事故においては、妊産婦死亡、新生児死亡、新生児脳性麻痺など重大な事故が発生しており、可能な限りこのような不幸な事態を避けるべく、最大の努力が求められる。このような状況に鑑み、学術研修部は、医療事故の防止、医事紛争の回避に有益な情報、有効な実習方法を提示していくことを最大の責務と考えている。

他方、産婦人科勤務医の減少とともに分娩を取り扱う施設の激減は、長年に渡り築き上げてきたわが国の産婦人科医療システムの根幹を大きく損なうものである。特に、昨年は産科医療施設の撤退（廃止）や妊婦のたらい回し事件が大きく報道され、分娩を扱う医師の不足が顕在化した。地方における周産期医療は壊滅にちかく、今後の周産期医療の担い手をどのように維持し、システムを再構築していくかは、国民の産婦人科医療を預かる我々産婦人科医会の緊急の課題である。

平成 20 年度は、「産科外来」シリーズとして「合併症妊娠」を取り上げた。産婦人科において必須の検査であり、minimum requirement としての知識だけでなく、高度な情報とに分けて編纂する。婦人科は「婦人科外来診療シリーズ」として、「乳房疾患の管理」を取り上げた。画像と動画を多用して判り易く編纂する。また医療事故防止の観点から、紛争事例の提示や臨床における危機管理方法を具体的に提示することなど、直ぐに実地臨床に役立つ医療事故防止対策を検討し、発信していく。

平成 21 年度の研修テーマは、「産科外来」シリーズとして「分娩周辺期の救急」を、「婦人科外来診療」シリーズとして「妊孕性を温存する婦人科治療」、「性器脱・尿失禁の治療」を研修テーマとした。

その他、即時性を重視したテーマの研修ニュースの発行を適宜行う。また、動画を含んだ画像情報と研修ノートの概要をマニュアル化しそれを収録した DVD を作成して、研修ノートと共に全会員に配布する。

さらに、資料は可能な限りデジタル化を図り、それを効果的で簡単に利用ができるような研修方法、研修スタイルについても検討を進める。

平成 20 年度は以下の事業を行う。

### 1. 研修資料の作成

#### (1) 平成 20 年度研修テーマ

平成 20 年度の研修テーマについて、研修ノート、DVD を作成する。

今回の研修ノートは画像、動画を多く入れるため従来の CD ではなく DVD で作成し、研修ノートとともに全会員に配布する。保存用 DVD は本部で保管する。

#### 1) 「合併症妊娠」(No. 80)

執筆者：分担執筆 (9 名)

#### 2) 「乳房疾患の管理」(No. 81)

執筆者：分担執筆 (9 名)



(2) 平成 21 年度研修テーマ

昨年度選定された平成 21 年度の研修テーマについては、従来より早く原稿依頼し、研修ノートの早期発刊に向けて準備する。

1) 「産科外来」シリーズ「分娩周辺期の救急」(No. 82) 執筆者：未定

2) 「婦人科外来診療」シリーズ

「妊孕性を温存する婦人科治療」(No. 83) 執筆者：未定

「性器脱・尿失禁の治療」(No. 84) 執筆者：未定

2. 平成 22 年度研修テーマの選定

平成 22 年度の研修目標を定めて、それに沿ったテーマを選定する。

3. 生涯研修機会の充実に関する検討

会員のニーズ、研修の内容、研修の利便性（参加や研修のしやすさ）を生涯研修における 3 要素と意義づけ、それを念頭において研修の充実を図りたい。昨年度と同様に、本年度も「研修スタイル」に焦点をあて、新たな研修方法の素材、研修資料のビジュアル化、また資料のデジタル化を行う。

また、研修は殆どすべての部会と関連があり、全部会との連携が必須であるため、医会全体の観点から、研修テーマ、作成資料などアウトプットを考える必要がある。

4. 生涯教育のための資料作成とその協力

日本産婦人科医会学術集会や生涯研修会でビデオ等の研修資料作成・企画に協力し、会員の効率的な生涯教育に資する。

5. 日本産科婦人科学会との連携・協調

(1) 「日産婦学会・医会ワーキンググループ」にて、調和のとれた生涯研修のあり方に関する総合的かつ実際的な協議を行い、学会と協調した研修体制の整備に努める。

○(2) 第 61 回日本産科婦人科学会学術講演会の「生涯研修プログラム」への参画・協力。

6. 学術研修情報の提供

(1) 「研修ニュース」の発刊

昨今の医療状況の変化は早く、特に医事紛争にかかわる問題などは早急に対応しなければならないことが多い。研修ノートでは up-to-date な問題には即応しきれないため、本年度も「研修ニュース」を適宜発行し、重要な新しい情報の提供や必要事項の周知などを行う。

(2) 日産婦医会報「学術」欄への協力

会員へ時宜を得た新しい学術情報の提供を図る観点から、当部にて企画・検討した学術研修情報を、広報部はじめ関連各部の協力を得て、日産婦医会報「学術」欄に掲載する。

(3) 「小冊子」の監修・委託・発行

日常の診療現場で役立つよう、研修ノートの内容などを患者向けに手直しした小冊子の監修を行うとともに、販売を委託し、発刊する。

#### 7. 刊行物のデジタル化

学術研修部の刊行物としては研修ノート、研修ニュース、日産婦医会報学術欄等があり、将来を見据えてこれらをデジタル化し保存している。本年度も、研修ノート、研修ニュースのデジタル化保存を継続する。さらに、情報システム部の協力を得ながら、医会ホームページへの掲載、会員への配布及びその方法についても検討する。

#### 8. 委員会

上記事業をするため、引き続き研修委員会を存置する。

### Ⅲ. 医療対策部（１）

#### A. 医療部会

医療部会では産婦人科医療や医療経営に於ける諸問題を検討、解析そして提言を行う重要な役割を担っている。各種の行政・報道からの情報を分析するとともに、各支部、定点モニター会員の協力を得て、産婦人科医療を取り巻く諸問題に即時対応可能な基礎データの集積を行う。その結果得られた問題点を会員に周知徹底すると共に、医会として行政・報道に対して積極的にアクションを起こす。そのために平成 20 年度は以下のごとき事業計画を立てた。

- 1. 「医療と医業 特集号」発行  
2年間の委員会活動報告等を掲載して、今後の産婦人科医療のあり方を考える。  
内容は委員会での活動報告をまとめたものとする。
- 2. 医療と医業の頁（日本産婦人科医会報）の継続  
医療と医業に関する原稿を会員の中から募集し、広報部会と協議の上で掲載する。
- 3. 定点モニター制度の継続管理  
前年度に募集した定点モニター会員の施設区分、分娩取り扱い有無などの基礎的データを基に各種の調査を行う。医会各部の調査活動に供する。
- 4. 有床診療所開設問題  
都道府県によって周産期有床診療所開設の認可が円滑に行われていない地域があるため、緊急調査を行った。平成 19 年度に調査結果を都道府県医師会、日産婦医会各支部に送り、医療審議会で周産期有床診療開設が適正に認可されるよう要請した。平成 20 年度には継続してその結果どの程度改善されたかを調査し、認可に問題点があれば適正な施行を厚労省に働きかける。
- 5. 妊婦健診の公費負担  
平成 19 年度には妊婦健診公費負担について回数、委託単価について全国調査を行い、医会報に掲載した。さらに都道府県医師会、医会各支部に厚労省案の最低限必要な検査項目の点数の積算根拠を示し、医会として管理料・指導料・超音波検査などの必要性を提示した。平成 20 年度の各自治体の実態を調査し、回数の少ない地域には 5 回以上の公費負担を要請する。今後地域によって異なる公費負担の方式をガイドラインも参考として医会としてのモデルを作成する。
- 6. 生活保護法、児童福祉法助産制度の問題  
生活保護法適用者の分娩の際に支弁される出産扶助金支給額が低額で、医療機関の持ち出しとなっているところが多い。平成 19 年度にはその実態調査の結果、一部自治体は法定外扶助金を出して対処しているものの、平均 8.7 万円の損金が発生していることが判明した。調査結果をもとに、積算根拠を明示した上で、大幅な引き上げが必要であることを関係省庁に働きかける。助産制度の解説、住民税非課税世帯も助産制度の適応になることなどを医会報並びに医会ホー

ムページを通じて周知徹底する。

○7. 未受診・飛び込み分娩の解消のための条件整備

問題になっている未受診妊婦を減らすための方策として以下を検討する。

(1) 妊娠初期から受診を促す方策

市販の妊娠検査薬で妊娠と考えられたら直ちに受診するよう、検査薬キットに文書を入れる（厚労省母子保健課並びに業界に依頼）

(2) 生活困窮者に対する医療補助・助産制度について医療機関に周知徹底し、早期から患者が制度の恩恵を受けられるようにする。

(3) 妊婦健診の公的負担金の支給回数の増加、委託金の増額を訴え、妊婦の経済的負担を軽減する

○8. 退職後あるいは分娩取り扱い中止後の産婦人科医の周産期医療体制への参画

高次医療施設の産婦人科医が疲弊して辞めていく事態に対して、少しでも過重労働を軽減するために、地域の分娩を取り扱っていない産婦人科医が当直体制をカバーすることの可能性について検討し、推進する。各種の人材バンクと連携する。対象となる会員の実態、希望、可能性について調査し、医会・学会・行政に対して具体的な提言を行う。

9. 分娩費の値上げ及び妊娠・分娩の給付の問題

これら2点については極めて重要な問題であり、医会としては総力を挙げてとり組む問題と考える。特に保険現物給付の動きについては問題点を明らかにして防止の方策を講じる必要があり、医療部会としてもとり組みたい。

特に低額である公立病院の分娩費値上げを行政に働きかける。

分娩給付に関しては、まず会員の理解を深め、コンセンサスを得るために広報部会の協力を得る。

10. 産婦人科医療の税制の改善

産科診療収入に対する事業税の廃止、消費税の軽減税率の導入、減価償却資産の償却期間の短縮、生涯研修費の基礎控除の導入、勤務医について当直料の基礎控除額上限のアップ、必要経費の控除など多方面から検討する。

11. 委員会の開催

以上の事業を円滑に進めるために医療対策・有床診療所検討委員会を開催し、E-mailも多用して検討し、アクションに結びつける。

## B. コ・メディカル部会

### ○1. 産婦人科コ・メディカルの現況調査

提供する医療の質向上には、協働するコ・メディカルの能力向上は不可欠で重要な要素である。従って本会会員が在籍する施設のコ・メディカルの状況把握は重要なことである。この産婦人科コ・メディカルに対する教育方法なども含めた現況調査を実施・分析することにより、質向上のための提言・提案と実践が出来れば最良である。しかし、医療部会の分野とも大きく合致するため、医療部会と十分に協議する必要がある。その中でコ・メディカル部会として行える部分を選出したい。医療部会の委員から紹介された2～3の施設を詳細に調査し、その分析結果から提言・提案と実践方法を提示するのの一法と考える。

先ず今年度は、昨年度実施した助産所の実態調査及び助産所との嘱託医契約等の調査に関する追跡調査を実施する。助産所と良好な関係を築くための提示すべき条件などを提言として示すことについて検討する。

### ○2. 全国支部におけるコ・メディカル研修会への補助金交付

コ・メディカルに対する知識や倫理意識向上のための教育は不可欠であるが、効率的に行わなければならない。内容によって、集団教育か個々教育かの選別が必要になる。今年度も例年通り、各支部で行う研修会に対し、1支部年1回5万円を限度として補助金を交付する。なお、研修会の講演内容が本部の指定する演題（今年度は、会員研修ノート1.合併症妊娠ー1次医療施設での管理「新生児蘇生」）であれば、補助金を10万円に増額する。

### 3. 「医療対策部（1）・コ・メディカル部会」のあり方検討

今までコ・メディカル部会では、「1.」、「2.」の事業である、アンケート調査、医会学術集会時のコ・メディカル研修会の開催を主体に活動してきた。しかし、一方では、「いわゆる内診問題」、「嘱託医・嘱託医療機関問題」、「助産所での医薬品使用問題」等コ・メディカル委員会では人的にも時間的にも検討できない医会全体の問題も担当してきた。

事業内容が、アンケート調査とコ・メディカル研修会の開催程度であり、法的な問題は庶務・法制等に振り分けられるのであれば、医療部会と合併した方が合理的であるとの考え方もあることから、今年度は、各支部内におけるコ・メディカル対策の状況なども勘案し、コ・メディカル対策委員会のあり方等を検討する。

### 4. コ・メディカル研修会の開催

広く産婦人科医療に携わる人たちを対象として、医療・看護水準の維持向上を図る目的で、実践的テーマやトピック的なテーマ、タイムリーな情報等を取り入れ、コ・メディカル研修会を開催する。

今年度も第35回日本産婦人科医会学術集会に併せ、平成20年10月12日(日)・福井県にて開催する予定。詳細はコ・メディカル対策委員会で検討する。

また、可能であれば当日の講演をデジタル収録し、インターネットによる情報公開を検討する。さらに、支部や会員からの要望に対し、DVDやビデオの作成も検討する。

### 5. 「医療と医業特集号」へ掲載する「コ・メディカル対策コーナー」の検討

コミュニケーションと up-to-date な情報等の伝達を目的とした隔年発行の「医

療と医業特集号」へ掲載する「コ・メディカル対策コーナー」について検討を行う。

#### 6. 関連諸団体との連携

日本医師会、日本看護協会、日本助産師会、厚生労働省ならびに関連諸団体と情報交換が必要と認められた時には、随時活動する。

特に、厚生労働省とは有機的な関係をもち、本会で審議した内容が少しでも早く臨床の場に反映されるようなプロセスの構築を検討する。

#### 7. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、コ・メディカル対策委員会を存置する。

## C. 医療安全部会

本年度は、「産婦人科偶発事例報告制度」、「産科医療補償制度」の2本柱に、会員の医療安全に向けた生涯研修への啓発、発生事例への対応支援、異状死届出先、医師法 21 条の改正に向けた事業等を、日本医師会とも歩調を合わせて以下のとおり行う。

### 1. 医療安全対策

#### (1) 「第 17 回全国支部医療安全担当者連絡会」の開催

「産婦人科偶発事例報告制度」と「産科医療における無過失補償制度」への理解と協力に向け、本年度も引き続き開催する。

#### ○ (2) 医療安全対策に向けた既刊刊行物の活用

「医療安全対策院内研修会用資料」(H18.2 刊：冊子・CD-ROM)等の刊行物を有効に活用頂くために、会員等に継続的なアピールを図る。

#### ○ (3) 医療安全対策上の施策、検討

医療安全対策において必要と思われる情報収集とその分析、検討を通じて、有用情報の提供を随時図る。関係各委員会や日本産科婦人科学会と協力の上、医療事故防止のための資料作成を目指し、これらを提供することで周産期医療現場の環境充実に図る。

### 2. 産婦人科偶発事例報告事業

平成 16 年 4 月からの実施後、内容の充実と制度の定着、報告データ活用を図ってきた。引き続き、日常診療における会員の医療安全に資する事業として推進する。

#### (1) 報告事業の充実と推進

本事業のために必要とする刊行物等の作成を随時行う他、報告様式（内容・書式等）の見直しと電子媒体の活用等を、継続的に検討するとともに、会員→支部→本部の報告経路の周知徹底を図る。

#### (2) 母体死亡原因調査への対応

平成 18 年度母子保健部からの引き継ぎ調査を、本事業での対応を図る。

#### (3) 支部支援対策

支部における本事業への取り組みと、支部研修会等への講師派遣の支援を図る。

### 3. 医事紛争対策

#### ○ (1) 喫緊の重要課題（医療における刑事訴訟、異状死届出、産科医療補償制度等）については、必要に応じて専門家も交えた小委員会による機動的な対応を図る。

##### 1) 刑事訴訟に関する検討小委員会

警察からの意見聴取への対応マニュアルを、司法当局とも協議して検討する。

##### 2) 異状死の届け出検討小委員会

医師法 21 条への対応に関する本会としての見解を検討する。

##### 3) 産科医療補償制度検討小委員会

脳性麻痺児への無過失補償制度として適切な運用を検討し、提言する。

#### (2) 医事紛争事例の対応

支援要請（支部・会員等）事例については、当事者や担当者、必要により法

律家も交えて医学的、法律的な見地からの助言、支援を図る。

(3) 会員支援システムの整備・普及

会員の事例に支部が迅速に対応するシステムの構築が、会員支援となることから、各支部に同システムの構築を医会報、連絡会等で引き続きアピールして行く。

(4) 鑑定人推薦依頼に対する対応

鑑定人推薦依頼については、司法当局からは日産婦学会の鑑定人推薦委員会（学会と本会の委員で構成）が、支部や会員等からは本会が対応している。

このため、両会で「鑑定人候補者リスト」（内部資料・部外秘）を整備し、産婦人科専門医団体としての付託に応じてきた。本年度もこの対応を継続する。

(5) 結審事例（判例情報）への対応

平成7年度導入（CD-ROM形式）の判例体系（第一法規出版編）を、平成18年度よりインターネット方式に切り替えて活用している。本年度もこの利用を継続し、判例情報誌等の購読と併せて、会員等の要望（判例情報の提供）に活用する。

4. 関連資料の作成事業

会員や支部における医療安全や医事紛争対策のため、以下の資料作成を行う。

(1) 医会報「シリーズ医事紛争」

広報部会、担当委員等の協力を得て遅滞なき掲載を図る。

(2) 小冊子「これからの産婦人科医療事故防止のために」

医療安全対策上の時宜にあったテーマを選び、速報性と簡便性、経済性も兼ねた小冊子の発行（平成9年度から現在までで16冊）を継続する。産科医療補償制度や異状死等の進展の過程で必要性のあるものは、速やかに発刊する。

○ (3) 「これからの産婦人科医療事故防止のために（別冊）」（いわゆる事例集）

既刊事例集（第1版：昭和58年刊／昭和58年3月までの過去10年分～第11版：平成14年刊／平成14年4月までの1,687例）以後の収集事例をまとめた事例集を作成する。

(4) 「産婦人科関連医薬品使用上の注意に関するパンフレット」

平成8年度発刊の1薬剤1部（4頁以内）の追録形式パンフレットは、専用バインダーに入れて全会員に配布後、平成17年末まで新入会員にも無料配布していたが、以後、在庫がなくなり配布を中止している。このため増刷を検討してきたが、費用対効果の関係上、より簡便かつ経済的な新たな方策を検討し対応することとした。

5. 継続（検討）事業

対外的な働きかけや会員への情報提供（医会報等）に関し、以下の諸事項等をも含めて、省庁をはじめ日本医師会や関連諸団体等とも連携・協議し、医療安全対策の観点から遺漏なきように努める。

(1) 安全で、安心な産婦人科医療の検討

(2) 汎用されている「能書外使用」薬剤に関する検討

(3) 羊水塞栓症の血清検査事業（平成15年8月からの浜松医科大学協力事業）

6. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、医療安全・紛争対策委員会を存置する。



## IV. 医療対策部（2）

### A. 勤務医部会

全国の産婦人科医師を取り巻く環境は悪化の一途をたどっている。この傾向は周産期領域において顕著で、多くの医師は過酷な就労状況、訴訟リスクに曝されている。しかし、こうした中でわが国の周産期医療は長年世界一の水準を堅持してきた。厚生労働省の調査によれば、10年前に比較し全国の医師数は15%以上増加しているにもかかわらず、産婦人科医は7~8%（約800人）減少している。また、日本産科婦人科学会員のうち41才以下の会員では女性の占める割合が男性を上回る。この女性医師の増加は実労働医師数のさらなる減少をもたらしている。すなわち妊娠、出産、育児に伴う休業である。実際、全国の大学病院調査では入局16年目までに約14%の女性医師が離職している。

こうした現状の中、勤務医部では、月例記者懇談会（平成19年9月）において全国の勤務医アンケート調査結果（18年度業績）を報告した。その結果、医師減少に伴う就労環境の悪化は多くのメディアで報じられ、経済財政諮問会議〔内閣総理大臣福田康夫議長〕でも議事にのぼり、産婦人科勤務医師に言及した待遇改善の必要性が提言された。

産婦人科専攻医師増加のための活動としては、全国の臨床研修医研修プログラムを調査し、各地の産婦人科重点コースを紹介した。また、専攻医師獲得のため、初年度からの産婦人科研修の重要性を厚生労働省に働きかけ、21年度から産婦人科、小児科、精神科など必修科目の1年目研修を実現に導いた。

これらの成果を踏まえ、本年度はさらなる就労、待遇環境の改善、女性医師の離職率減少、産婦人科専攻医師数の増加を目的に以下の事業を行う。

#### 1. 「JAOG Information」の発行

勤務医の直面している問題点、その解決策、将来展望などについて広報し、勤務医からの投稿原稿を掲載するとともに、会員の日常診療に役立つ医療情報の提供を行う。そのため本年度も、日本産婦人科医会学術集会北陸ブロック大会抄録集を含め計3回の発刊を予定している。

○勤務医も女性医師が多数を占めるようになってきている今日、「JAOG Information（日産婦医会 勤務医ニュース）」のタイトル、紙面構成をより女性医師が関心をもてるものに変更することを検討する。

「地方からの勤務医の声」には支部の機関誌等で紹介された勤務医に関する記事をJAOG Informationに再掲載して全国に紹介したり、あるいは支部の勤務医担当者の声を掲載するなどして、支部における問題点や取り組み等を他支部へ伝え、さらに本部と支部との連携の一助とする。

また、「産婦人科専攻の後期研修医からの声」と題し、産婦人科を専攻した後期研修医から産婦人科選択の理由、産婦人科専攻を希望する医師にむける研修プログラムのあり方、産婦人科専攻によるメリット・デメリット、今後の展望などについての原稿を募集し、掲載する。

#### 2. 勤務医の待遇に関する検討

(1) 勤務医の待遇を改善するための具体的方策を系統的かつアグレッシブに実行する。アンケート調査等により蓄積されたデータを活用してマスメディア、行

- 政、日本医師会等に対し勤務医待遇改善のための具体的提言を発信し続ける。
- (2) 平成 18 年度施行の勤務医の待遇改善に関するアンケート調査を定期的に継続し、待遇改善の進捗状況を把握すると共に、待遇改善事業の基礎資料としてのアップツーデイト化を計る。

### 3. 女性医師が有する諸問題の検討

- (1) 育児中の女性医師が、勤務条件を工夫されることによって、十分に活躍できることが認知されてきている。女性医師が望む勤務条件・勤務形態について検討し、そのバリエーション等も提示していきたい。
- このため、女性医師年齢別及び育児児童年齢別の女性医師の希望勤務形態や条件を調査する。
- (2) 妊娠・分娩・育児等に関する各病院の医局内規とそれに対する周囲の医師のかかわりなどを調査し、問題点の抽出と対応について本年度も継続して検討する。
- (3) 日本医師会内に女性医師バンクが運用されて 1 年が経過する。勤務医部としてはその動向を注視し、医会がかかわれるか否かを検討する。
- (4) 潜在女性産婦人科医を掘り起こすためには再研修が必要となることが多い。再研修制度に関して医師会（含：都道府県医師会）や大学等の動向を注視し、会員へ情報を伝える。

### 4. 産婦人科専攻医師増加のための検討

- (1) 過年度実施した産婦人科医師増加に関する支部へのアンケート調査では、2 年目に短期間産婦人科をまわる現在の初期研修システムの問題点を指摘する声が多かった。このため、初期研修 1 年目に産婦人科をまわるようにすること、及び 1 年目を含め、産婦人科を重点的に研修するプログラムを増設することが産婦人科専攻医師増加に有用と考えられる。産婦人科重点プログラムはすでにいくつかの病院ではじめられており、この紹介をすると同時に拡充を目指していく。
- (2) 実際に、産婦人科重点プログラムを行っている病院に対し、その現状について調査し、より効果的なプログラム内容について検討する。また、その病院で初期研修を行っている医師や後期研修に進んだ医師より、産婦人科重点プログラムを選択した理由や感想などについて JAOG Information に寄稿していただき、同プログラムの今後のありかたについて検討する。
- (3) 各病院において、初期研修医に対するオリエンテーションを行う際に、産婦人科の魅力をアピールすることが必要である。すでに、日本産科婦人科学会ではこのためのプロモーション DVD を作成しており、この利用を図るか、これに沿った内容のパンフレットを医会で準備し、初期研修医に産婦人科への関心を高めてもらう一助とすべく努力する。

### 5. 日本産婦人科医会学術集会開催ブロック勤務医担当者座談会

本年度で 9 回目となる勤務医担当者座談会を日本産婦人科医会学術集会時に開催する。本年度は東海・北陸ブロック勤務医担当者を対象とする。座談会の内容については JAOG Information で報告する。

6. 日本産科婦人科学会学術講演会会場での医会広報活動コーナー設置への協力  
平成 20 年 4 月に開催される日本産科婦人科学会学術講演会会場に設置予定の

医会広報活動コーナーに、勤務医部として参加協力する。

7. 医会ホームページ勤務医部コーナーの充実

- (1) 平成 19 年度までに行った調査提言等の掲載
- (2) 勤務医の生活に関する情報提供コーナーの設置
- (3) その他

8. 委員会

勤務医部の活動のため以下の委員会を存置する。

勤務医委員会

必要に応じて以下の小委員会を設置する。

勤務医の待遇のための小委員会

産婦人科女性医師のための小委員会

産婦人科専攻医師増加のための小委員会

## B. 医療保険部会

平成 20 年 4 月には診療報酬改定が行われる。今回の改定では、診療報酬本体は 8 年ぶりに 0.38%のプラス改定となったが、薬価・材料価格は▲1.2%であり全体としては差し引き▲0.82%のマイナス改定であることには変わりはない。こうした厳しい情勢の中で、産科診療への重点評価が謳われていることは評価したい。

一方、分娩取り扱い施設の減少、産婦人科医不足は社会問題化しており、政府、地方自治体でも対策に本腰を入れ始めてはいるが、遅きに失した感は否めず有効な対策は未だ見えてこない。医療を受ける側および医療を提供する側ともに満足のいく医療（保険）制度が切に望まれる。

医療保険部では、医会会員のために有益となる適切な診療報酬確保のため関係機関と連携を図り、情報の収集と分析に努め、時宜をみて行政側と折衝している。要望実現に向けては、日本医師会、日産婦学会、産婦人科関連学会、外保連、内保連等多方面との協力が不可欠であり、多方面からのアプローチがますます重要となっている。

このような状況をふまえて医療保険部が、平成 20 年度遂行を予定している事業は下記の通りである。

1. 医療施設の機能分担と特徴をふまえた産婦人科診療報酬の適正化へ向けての活動機能別体系化への移行をはじめとして医療保険の枠組みは大きく変わりつつある。  
産婦人科診療報酬の適正化を推進することと、産婦人科医療にとって最善の診療報酬点数のあり方について検討し、その意見を関係当局に具申しその実現に努力する。
- 2. 診療報酬点数早見表の作成と配布  
診療報酬点数改定が実施された場合、速やかに「新点数早見表」を作成し、会員に配布する。
- 3. 診療報酬点数改定に伴う「医療保険必携 - 医療保険診療報酬点数運用のための留意事項」の作成と配布平成 20 年診療報酬改定に伴い新点数の運用、留意すべき事項等を整理した「医療保険必携」の新版を作成し、会員に配布する。
- 4. 診療報酬改定の影響実態調査  
点数改定の影響や項目別点数の動態を把握し、産婦人科診療報酬適正化のため診療報酬実態調査の資料を集める。
- 5. 診療報酬改定の評価・分析と次期改定へ向けての対応  
今期点数の内容について会員にとってメリットのある改定項目であるかを評価し、評価の低いものについては、その分析を基に次期改定での適正化を図る。
6. 疑義解釈についての解説と会員への伝達
  - (1) 医療保険運用上の疑義について解説、指導を行う。
  - (2) 診療報酬点数運用上の疑義に関し、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会にはかり検討を行う。
  - (3) 新たに発令された通達などを速やかに会員に伝達する。

7. ブロックならびに支部との連絡及び会員への研修・伝達の徹底
  - (1) ブロック及び支部の医療保険活動を強化するため、ブロック社保協議会及び支部医療保険研修会に協力し、各支部との連携、都道府県審査委員会との連絡を密にし、運用上の問題点については、速やかに対応し検討する。
  - (2) 全国支部医療保険担当者連絡会を開催する。
  - (3) 支部を通じ、公的医療機関保険事務担当者との連絡を図り、産婦人科医療保険運用上の統一を図る。
  - (4) 医療保険問題について特に徹底を図る必要が生じた場合は、随時に支部を通じ会員の研修を行う。
  - (5) ブロック及び支部からの診療報酬の適正化へ向けての要望事項を収集し、整理・検討する。
  
8. 日産婦医会報による会員への伝達の徹底

医療保険問題で重要なものについては、随時「日産婦医会報」の紙面及び医会ホームページにおいて会員に伝達を行う。

年度末には、1年間の主要な医療保険関係の本部見解、伝達事項を特集の形で掲載する。
  
9. 関連諸方面との連絡折衝

産婦人科医療保険診療の円滑な運用のために、日本産科婦人科学会、日本医師会、厚生労働省その他関係諸団体との連絡折衝を図る。
  
10. 委員会

医療保険委員会を存置する。

また、必要に応じ医療保険小委員会を開催する。

## C. 女性保健部会

妊娠とがん対策を除く女性特有の疾患の予防と対応を女性の生涯医療と捉え、女性を取り巻く sociality（制度、慣習）と identity（年齢、職業、結婚歴等）を背景にして派生する課題に、産婦人科の専門性を役立てることを目的としている。

このため、女性のライフステージ（思春期・性成熟期、更年期、老年期）にそった up-to-date なテーマを抽出して、調査、検討、広報、啓発を行う。

### 1. 思春期

#### (1) 日本産婦人科医会「性教育指導セミナー」全国大会の開催

開催担当支部への支援と、セミナーの「集録」作成を継続する。

##### 1) 第31回（開催担当：石川県支部）

伝統受け継ぐ文化・学術都市に相応しい構成を目指しているとのこと。

メインテーマ：「生と性の教育～学校、地域、保健、医療の協働を！」

開催日程：平成20年7月13日（日）・石川県立音楽堂「邦楽ホール」（金沢市）

##### 2) 第32回（開催担当：岡山県支部）

吉備国の歴史と人材育成の伝統を活かした構成を目指しているとのこと。

メインテーマ：未定

開催予定：平成21年7月26日（日）・岡山コンベンションセンター（岡山市）

##### 3) 第33回（開催担当：未定）

開催担当の立候補申請があり次第、正式決定に向けての対応を図る。

#### (2) 性教育指導セミナーの“あり方”検討

会員にとって、より有益なセミナーとするために第33回以降の開催担当支部の誘致と、開催方式やセミナーの内容について担当支部とも緊密に連携して、随時検討を行う。

#### (3) 学校医・学校協力医へのアプローチの推進

産婦人科医が学校医・学校協力医として参画推進できるよう、平成19年度も継続された文部科学省の「学校・地域保健連携推進事業」（当初予定：平成16年度から3年間）や、日本医師会の平成20年度新規事業「子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業」などに協力する。

#### ○ (4) 性教育講演用資料（スライド等）の充実

性教育講演用スライド「思春期って何だろう？性って何だろう？」（H14年6月刊、平成18年12月改訂）のさらなる充実に向けて、子宮頸がん検診やHPV、およびHIV・エイズ等の情報を追加し、研修部会の協力を得て、研修ノート掲載DVDへの併載を図る。

### 2. 性成熟期

この時期に陥りがちな問題点に焦点をあてて、社会的な啓発と対応を図る。

#### (1) 「性犯罪被害者への医療支援」における産婦人科医向け診療マニュアル活用支援

平成18年4月よりスタートした警察庁「性犯罪被害者に対する医療支援事業」への周知と利用ガイド、および簡易なチェックリスト等も考慮した性犯罪被害者診察時の産婦人科医向け診療マニュアルを平成19年度に作成した。そのマニュアル使用に向けての周知を図る。

- (2) 緊急避妊法（薬）の適正使用ガイドラインの作成
    - 本年度は、緊急避妊薬使用者情報提供資料（リーフレット）の作成・配布を目指す。
  - (3) 低用量OCの啓発と動向把握
    - 1) 本会監修の啓発用ホームページ「Female Health カラダの中から美しく！」終了に伴い、他の啓発媒体を利用して、正しい医学情報による社会的啓発を引き続き継続する。
  - (2) 低用量OC服用の調査の活用とOCの副効用（子宮内膜症への抑制効果など）啓発
    - 本年度は子宮内膜症による月経困難症に対して、低用量OCの一製剤が保険適用される。保険適用されることと、「ピル服用に関するアンケート結果」（平成19年3月刊）等を利用して、会員向けにOCの副効用に関する提言を行い、広く産婦人科医療および社会にアピールする。
  - (4) 性感染症予防対策
    - 女性への啓発を考慮した予防策検討のため、HIVをはじめとするSTD関係の内外情報の収集と会員への最新の有用情報の提供を継続する。
  - (5) 不妊
    - 不妊症診療における primary consultation の実施に向けた会員支援と全国の不妊専門相談センターの活動を支援する。
3. 更年期
- 健常者支援策も考慮しつつ、生活習慣病、HRTを中心に以下の事業を行う。
- (1) 小冊子「産婦人科医のための生活習慣病診療マニュアル（2007 抜粋）」の活用
    - 平成18年度に作成・配布した冊子「産婦人科医のための生活習慣病マニュアル」の抜粋として、各生活習慣病の診断・治療をより簡便に見やすく、理解しやすくした小冊子を19年度に作成した。本年度はこの活用を図ることに努める。
  - (2) HRTについての動向把握と情報提供
    - HRTに関する情報提供を行う目的で、平成20年度はHRTに関する up-to-date な情報提供と「Q&A」の小冊子作成を行い、平成20年診療報酬改定後の更年期診療についても引き続き提案を行っていく。
  - (3) 平成20年4月から始まる特定健診・特定保健指導に産婦人科医が積極的に取り組めるよう、具体的な対応や指導指針を示すことに努める。
4. 老年期（介護に関する活動）
- 平成20年度診療報酬改定の最大のテーマである「後期高齢者医療制度」の動向についての情報収集に努め、以下の事業にて対応を図る。
- (1) 冊子「産婦人科医のための介護の基礎的な知識と技術」の活用
    - 平成18年度作成した冊子「新しい介護保険の仕組み」と共に、19年度に作成した本冊子の活用策を検討する。
  - (2) 「介護に関するアンケート」（仮称）の分析
    - 前年度（1）の冊子送付時に一般会員へ介護に関する簡単なアンケートを同封しているが、この回答等から介護に対しての会員の意識と実情を把握し、今後の対応策を探る。
  - (3) 「地域ケア体制整備構想」に盛り込まれた療養病床の削減、転換から発生す

る様々な問題点を、短期的、中期的な視点から取り上げ、随時会員に情報の提供を図る。

5. 会員と患者とを結ぶ“小冊子”の作成

本年度は「子宮がん検診-HPV」（仮題）をテーマに、がん部会の協力も得て、小冊子作成を継続する。

6. 「全国支部女性保健担当者連絡会」開催の準備

平成 14 年度開催の「女性保健と介護に関する検討会」で、全支部担当者による連絡会開催の強い要望があり、以後、連絡会の開催に向けた検討を継続している。本年度もこの検討を継続し、内容、運営体制や開催環境の整備に努める。

7. 女性保健（産婦人科医療）の一般社会への働きかけ

一般女性への適切な医学的知識の提供と産婦人科医療への理解を図るために、産婦人科医を女性の primary care を担う専門医としての立場から、女性の健康週間への支援を含め、公開講座（学会と合同で実施）等への参加や支援と活用その他、関連諸団体他や製薬・メディア業界等とも協調し、可能な媒体（ホームページ等）を通じて社会へのアピールに努める。

(1) ホルモン剤（OC、IUS や HRT）や性感染症等に関する啓発

(2) 女性保健向上のための公開講座等への支援と活用

8. 関連諸団体との連絡提携

厚生労働省科学研究の武谷班「人工妊娠中絶の減少に向けた包括的研究」に対する分担研究「反復人工妊娠中絶の防止に関する研究」協力を、昨年同様、本年度も継続する。その他、関連省庁や日本医師会、日本産科婦人科学会等と連絡し、円滑な事業推進に資する。

9. 委員会

以上の事業を遂行するために、女性保健委員会を存置する。

また、委員会内に女性のライフサイクルに応じた小委員会（思春期・性成熟期、更年期、介護保険）を置く。



## D. がん部会

婦人科がん検診の基盤である厚生労働省「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」、ならびに関連学会等の動向に注視し、諸団体との連携を保持しながら本年度の事業を展開してゆく。

委員会内に前年度組織した分科会（子宮がん検診、乳がん検診、受診率向上、細胞診報告様式改定ワーキンググループ）の場を活用し、「細胞診報告様式の改定」、「乳がん検診指導医の育成」、「がん検診の精度管理と受診率向上」の3つをメインテーマとして本年度の事業を遂行する。

### 1. 細胞診報告様式の改定

前年度、本会を中核として、日本産科婦人科学会、日本臨床細胞学会、日本病理学会、日本婦人科腫瘍学会から推薦を戴いた専門家によってワーキンググループが結成された。そしてがん対策委員会メンバーも含む全員出席のもとでワーキンググループが開催され、ベセスダシステムに基づいた新しい細胞診報告様式を取り入れる方向づけ（原案）が確認された。

本年度はこの原案に、関係諸学会ならびに本会会員からの意見を広く取り入れ、「新日母分類」の完成を目指す。また臨床細胞学会をはじめとする関係諸学会の会員（医師・技師）と本会の会員等に対して、学会、医会等の集会の場をフルに活用した啓発活動を通じて新日母分類の浸透を図る。改訂作業の一環として、全国支部がん担当者連絡会の場も活用し、会員からの意見聴取と周知徹底に努める。

また、新分類の解説も含めた「シリーズ子宮がん検診“新日母分類” Q and A」（仮称）を広報部会の協力を得て医会報に掲載するとともに、それらをまとめた小冊子も作成する。

### 2. 乳がん検診指導医の育成

- (1) マンモグラフィー (MMG) 読影に関する講習会を開催（精中委共催）する。  
また、支部開催の支援も引き続き行う。
- (2) 乳がん検診に関する超音波セミナーを、日本産婦人科乳癌学会と共同で開催する。
- (3) MMG・超音波併用検診の普及検討とマンモグラフィ「プレ講習会」への支援

### 3. 婦人科がん検診の精度管理と受診率向上への取り組み

- (1) 婦人科がんの予防と早期発見に向けて、女性の志向に配慮した具体的方策を検討し、啓発に努める。とくに若年者の婦人科がん検診の受診率向上への道を開くため、子宮頸がん検診の必要性と、HPVワクチンの有用性などを、女性保健部会の協力を得て性教育セミナーで取り上げてもらう。
  - (2) 頸がん検診の精度管理の上昇を目指し、ベセスダシステムに基づいた新日母分類報告様式を周知させる。またHPVテストの導入に向けて、その意義と併用検診による精度管理の向上を検討する。
  - (3) 頸がん隔年検診がもたらす影響について、早期がんの発見率等を検討する。毎年検診を施行している自治体と、隔年検診の自治体におけるがん発見率、早期がんの発見率の差などを検討し、頸がん検診のあるべき姿を模索する。
- 4. 「第24回全国支部がん担当者連絡会」の開催  
2年ぶりに「連絡会」を開催（平成20年9月21日）し、婦人科がん検診を取

り巻く諸問題の内、とくに子宮がん検診における細胞診報告様式、いわゆる“日母分類”に代わる新たな分類に対する理解と協力をメインに、担当者との胸襟を開いた連絡・協議を目指して、婦人科がん検診事業の活性化に資する。

## 5. 調査事業

検診動向や状況把握のため、以下の調査を候補に必要とする検討資料の入手を図る。

なお、調査環境（各部会の調査が重複）への観点から実施を控えていた前年度の企画調査は、諸準備が整い次第、実施することとする。

### (1) 「婦人科がん検診に関する実態調査」の再開

平成 17、18 年度の 2 回、全自治体を対象とした調査を行っている。本年度は支部を対象に調査を再開する。

### (2) 「産婦人科医による乳がん検診の実態」に関する集計・分析

産婦人科医の乳がん検診への関与状況把握ため、日本産婦人科乳癌学会の協力を得て、同学会の収集データを集計、分析する。

### (3) 基礎的なデータの収集の継続

## 6. 関連諸団体への協力と対応

会員や社会への有用情報の提供が、婦人科がん検診事業の円滑化につながるため、厚生労働省、諸団体（日本産科婦人科学会、日本臨床細胞学会、日本婦人科がん検診学会、日本産婦人科乳癌学会、日本乳癌検診学会、日本婦人科腫瘍学会、日本がん検診・診断学会等）との密接な連携と、行政施策（健康日本 21 他）や日医事業（かかりつけ医等）などの諸団体事業への協力、および職責者派遣（委員・役員）や会員の入会促進を通じて、検診事業における産婦人科の基盤強化を図る。

## 7. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、がん対策委員会を存置する。

## E. 母子保健部会

周産期医療を取り巻く環境は激変している。産科医不足に加え訴訟や就労環境等、極めて深刻な状況にある。マンパワー不足は、周産期医療の根幹である周産期システムにまで影響し、社会的問題にまで発展した。日本の母子保健を担うべき我々は、叡智を出し合い、早急に解決策を求めなければならない。

母子保健部においては、このような憂慮すべき状況を打破し、「安全性が確保された魅力ある周産期医療」の構築を目的として、まず、自分たちで行うことができることは何かを考慮して、以下のような事業を行う。

### ○ 1. 新生児蘇生技術の習得に向けての講習会

新生児蘇生技術の習得に向け Neonatal Cardiopulmonary Resuscitation (NCPR) 講習会を、協力団体や関連学会と協働しながら開催し、インストラクターを含め指導者の育成・普及を行う。

### 2. 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課「健やか親子 21」事業の推進

課題 2 「妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保と不妊への支援」に関する幹事団体として、本事業を昨年に引き続き推進する。

### 3. 出生前小児保健指導（プレネイタルビジット）事業

日本小児科医会等と話し合いを持ちながら、各支部での活動状況の実態を調査し、有効な活動方法を継続して検討する。

### 4. 新生児聴覚スクリーニング検査事業

厚生労働科学研究子ども家庭総合研究事業「新生児聴覚スクリーニングの効率的実施および早期支援とその評価に関する研究」成果を参考にして、将来的には公費負担の実現にむけて努力する。

### 5. 母体救急搬送システムの確立について

母体救急搬送システムの確立を目指して、総合・地域周産期母子医療センターの設置を推進しつつ整備状況を把握し、産科医師等マンパワー不足解消のため、（セミ）オープンシステム等、実効性のある推進に向けて努力する。

### 6. NICU に関する諸問題の検討

対外広報等により、行政に対して後方支援システム（施設）の早期構築の実現に向けて今後も活動する。

### 7. 周産期母子感染症の現況把握並びに文献収集

周産期母子感染症について、現況を把握し、内外の文献収集を引き続き行う。

### 8. 厚生労働行政および関連団体との協力並びに情報交換

母子保健推進のため、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、日本小児科医会等との協力、支援、情報交換を行う。

### 9. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するために母子保健委員会を存置する。

## V. 献金担当連絡室

おぎゃー献金運動が始まってから今年で45周年を迎えようとしている。この45年の軌跡は、決して楽な道のりではなかった。鹿児島県の遠矢善栄先生が近所の障害者に出会い「この子達に何かしてやれないか。」と始まった運動も、日本産婦人科医会（旧日本母性保護医協会）の協力参加で全国規模へと広まり、医会会員一人ひとりの努力によりおぎゃー献金はその基盤を造り上げていった。

当初順風と思われた献金運動であったが、少子化、産科施設の減少、また、バブル崩壊の影響で献金貯蓄の利息の低下、不景気のため献金額減少などにより現在窮地に立たされている。そこでやむなく、おぎゃー献金の基本財産を切り崩すことによって献金配布を維持するところまできている。

そのような中、会員の努力と患者さんの協力のみでは限界となっていたおぎゃー献金に、一筋の光明となっているのが企業からの参加協力である。それは協賛だけではなく当財団がどのような活動をし、いかに社会から必要とされ、そして貢献しているのかを社会の表舞台に引き出してくれている。

45年前に遠矢善栄先生が始められた運動は「健康な赤ちゃんを出産したお母さま方に、その幸せを心身障害児にも分けてください。」という理念のもと始まった。献金された方々の暖かい優しさがバトンとなり今日の我々へと受け継がれている。この45年の時間の流れの間に献金の力を注ぐ場も様変わりしている。財団発足当初（昭和54年）は、障害者施設を増やし、家庭から施設への養育を求めた。そして今では、社会から隔離された施設に収容するのではなく、家族と共に自立への支援に働きかけ、社会へ導こうと動き始めている。おぎゃー献金はこの心身障害児の生活向上および夢をかなえる手助けと研究機関に心身障害予防のための研究向上により貢献していきたい。

45年という年月は、人で言えば働き盛りである。この円熟を迎えたおぎゃー献金運動をより一層、産婦人科医のみならず社会への理解を求めるために本年度事業計画として、以下に挙げる項目を展開していきたい。

### 1. 会員活動対策

#### ○ (1) 日母おぎゃー献金45周年記念事業

おぎゃー献金45周年を記念して、献金事業に貢献した会員、医療機関、医療機関職員等の表彰を行い、さらなる協力を仰ぐ。

#### (2) 産婦人科医療施設への直接的献金協力をお願い

1) 全国で分娩を多く扱っている産婦人科施設を調査し、献金箱をはじめとする献金推進資料を送付し、本部より直接協力をお願いする。

#### 2) OMCカード（はっぴーママカード）普及協力の展開

会員および家族、医療スタッフにOMCカードについて広報し、普及に努める。

#### (3) 未協力会員への協力要請

世代交代に伴い、献金活動に理解不十分な会員や新入会員及び不妊治療を中心とした分娩を取り扱っていない会員に対して、献金活動に理解が得られるよう努める。

#### (4) 会員協力体制の維持・強化

1) 支部の協力による献金ルートを維持し、従来通り献金ポスター・ニュース、献金袋、領収書、献金箱、献金シール、献金のしおり、献金パンフレット（郵便振替用紙付）などを継続して作成配布する。

- 2) PR用DVDの有効利用に努める。
- (5) 大病院の協力体制の維持・強化  
おぎゃー献金と研究費配分の関係について、病院管理者等に説明文書を送付し、協力を呼びかける。
- (6) 日本産婦人科医会学術集会や各種集会等で、献金推進資料を参加者に配布するなど、機会をみながら会員へ協力を要請する。
- (7) 「おぎゃー献金推進月間」  
10月の「おぎゃー献金推進月間」には、全国的に産婦人科病医院窓口で献金を推進するとともに、思いやりと助け合いの精神を知ってもらうよう広報活動を推進する。
- (8) おぎゃー献金推進キャンペーンについて  
今後の発展性について、地域の状況をみて検討する。
- (9) 研究費配分先の研究成果の報告  
日本産婦人科医会学術集会において、開催ブロックを対象として、おぎゃー献金研究費を交付した機関による研究成果の報告を行う。
- (10) 全国支部献金担当者連絡会を開催し、各支部の意見を聴き会員協力体制の確立に努める。
- (11) 先天異常部会の事業について  
(財)日母おぎゃー献金基金の委託事業となった先天異常部会の事業を支援し、その成果を医師のみに留めず、一般社会におぎゃー献金と産婦人科医師の活動を広報する。  
また、先天異常部会で作成する産婦人科医のための資料を参考に、一般の人々にもわかりやすいパンフレットの作成を検討する。

## 2. 対外活動対策

- (1) 対外広報活動対策  
日母おぎゃー献金の活動状況を社会にPRするため、対外広報活動を推進する。
- (2) 日母おぎゃー献金発足45周年の広報活動  
おぎゃー献金発足45周年をPRするため、マス・メディアを通じ、心身障害児への理解と産婦人科医師の活動を広報する。
- (3) 「女性の健康週間」期間中に各種イベントを通じ、おぎゃー献金PRを行う。
- (4) 日本産科婦人科学会誌に献金事業の広報記事を掲載し推進に努める。
- (5) 障害児・障害者団体の活動情報の収集  
障害児・障害者団体及びその家族や団体のホームページ等の活動情報を収集し、インターネットを活用した情報交換、献金活動の広報を検討する。
- (6) おぎゃー献金ホームページの積極的活用  
最新情報の提供などホームページの充実を図り、献金活動の広報、心身障害児への理解と協力、妊産婦や子どもたちへ、やさしさと思いやりを積極的に訴える。  
今年度は、携帯電話を活用し、ホームページの有効利用を検討する。
- (7) 一般社会へのおぎゃー献金運動のPR
  - 1) 補助金贈呈式開催時やイベント開催時には、マス・メディアを通じ、心身障害児の実状や障害児と産婦人科医のかかわりなど活動状況の広報を行う。
  - 2) インターネットを活用した献金方法を推進する。
  - 3) コンビニエンスストアで決済が可能な振込方法の検討を継続して行う。

- 4) 「OMCはっぴーママカード」の全国展開に協力する。
- 5) 榊伊藤園のおぎゃー献金自動販売機の設置を更に継続して推進する。
- (8) 行政、関連団体、協賛団体への働きかけ  
日頃の献金運動への協力に感謝し、さらに一層の積極的協力を依頼する。  
たとえば日本産科婦人科学会の総会開催時に、「献金パンフレット」等を学会参加者に配布し協力を要請する。
- (9) 新聞、雑誌関係者におぎゃー献金事業の目的ならびに心身障害児についての理解を得るため、懇談の機会を考える。

### 3. 国際的活動対策

「インドネシア児童福祉基金財団」「ユニセフ」「大韓家族計画協会」等、海外団体の活動を調査し協力関係を維持する。さらに、わが国で開催される、おぎゃー献金関連の国際学会等に協力し献金運動を広く世界に広報する。

### 4. 献金配分

施設、小口、研究費配分に対し厳正かつ厳密なる審査を行い、全国から集まった浄財を適切に配分する。

また、貴重な献金の有効な配分を目的として、適正な配分方法の検討を継続する。